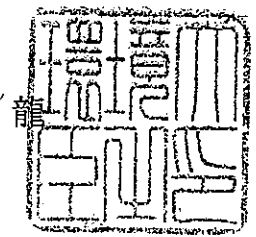


諮問第 292号  
環自野発第100927003号  
平成22年 9月27日

中央環境審議会  
会長 鈴木 基之 殿

環 境 大 臣  
松 本



鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第3条第3項の規定に基づき、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針を定めることについて、貴審議会の意見を求めます。

## 鳥獣保護管理小委員会の設置について

平成17年9月27日  
野生生物部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第8条の規程に基づき、次のとおり決定する。

- 1．野生生物部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、鳥獣保護管理小委員会を置く。
- 2．鳥獣保護管理小委員会は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針の見直しについて検討を行う。
- 3．鳥獣保護管理小委員会の決議は、部会長の同意を得て、野生生物部会の決議とすることができる。

# 中央環境審議会議事運営規則

## (会議の招集)

第一条 会長は、中央環境審議会(以下「審議会」という。)の総会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、委員及び議案に関係のある臨時委員に通知するものとする。

## (会長)

第二条 会長は、議長として、総会の議事を整理する。

2 会長は、すべての部会、小委員会、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

## (専門委員)

第三条 専門委員は、会長の承認を得て、総会に出席し、意見を述べることができる。

## (部会)

第四条 審議会に、次に掲げる十四部会を置く。

- 一 総合政策部会
  - 二 廃棄物・リサイクル部会
  - 三 循環型社会計画部会
  - 四 環境保健部会
  - 五 石綿健康被害判定部会
  - 六 地球環境部会
  - 七 大気環境部会
  - 八 騒音振動部会
  - 九 水環境部会
  - 十 土壌農薬部会
  - 十一 瀬戸内海部会
  - 十二 自然環境部会
  - 十三 野生生物部会
  - 十四 動物愛護部会
- 2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る議案について調査審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。

## (諮問の付議)

第五条 会長は、環境大臣又は関係大臣の諮問を適当な部会(前条第一項及び第三項に規定する部会をいう。以下同じ。)に付議することができる。

## (部会の決議)

第六条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の部会に付議することができる。

3 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。ただし、総会において報告を要しない旨の決議を経たものについては、この限りで

はない。

(準用規定)

第七条 第一条から第三条(第二条第二項を除く。)(までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第八条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。

3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。

4 小委員会の決議は、部会の定めるところにより、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

5 第一条及び第二条第一項並びに中央環境審議会令第七条第一項及び第二項の規定は、小委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「小委員長」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第九条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、専門の事項を調査するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に委員長を置き、部会長の指名によりこれを定める。

(会議録)

第十条 総会、部会、小委員会及び専門委員会の議事については、会議の概要を記載した会議録を調製しなければならない。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、総会の運営その他審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

2 部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則 (平成十三年一月十五日)

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十三年一月十五日から施行する。

附 則 (平成十八年三月十三日)

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十八年三月十三日から施行する。

(別表略)

中央環境審議会 野生生物部会  
鳥獣保護管理小委員会 委員名簿

委員（委員長）	山岸 哲	新潟大学超域研究機構朱鷺プロジェクト特任教授
臨時委員	石井 信夫	東京女子大学現代教養学部教授
臨時委員	磯部 力	國學院大學法科大学院教授
臨時委員	市田 則孝	NPO 法人バードライフ・アジア会長
臨時委員	是末 準	社団法人大分県猟友会会長
臨時委員	汐見 明男	全国町村会副会長（京都府井手町長）
臨時委員	福田 珠子	全国林業研究グループ連絡協議会副会長
臨時委員	三浦 慎悟	早稲田大学人間科学学術院教授
臨時委員 (土壌農薬部会)	染 英昭	(社)大日本農会副会長 ((財)中央果実生産出荷安定基金協会副理事長)
専門委員	小泉 透	森林総合研究所野生動物研究領域領域長
専門委員	坂田 宏志	兵庫県立大学准教授(兵庫県森林動物研究センター主任研究員)
専門委員	羽山 伸一	日本獣医生命科学大学野生動物教育研究機構機構長

委員の委嘱・指名等の手続きについては、事務局において現在進めているところ。

## 第11次鳥獣保護事業計画の基本指針の見直しに関する 鳥獣保護管理小委員会における主な論点（案）

第11次鳥獣保護事業計画の基本指針は、都道府県が作成する鳥獣保護事業計画の計画期間に併せて5年ごとに見直しを行う必要があり、中央環境審議会野生生物部会の下に設けている鳥獣保護管理小委員会において具体的な議論を行う。

事務局が想定している見直しの主な論点案は以下のとおり（今後の議論の過程で加除修正があり得る）。

### 特定計画に基づく個体数調整（効果的な捕獲手法等）

- ・ 狩猟人口減少に対応した捕獲体制の検討
- ・ 効果的な捕獲手法の検討
- ・ 鳥獣保護区における個体数調整の考え方

### 人材の育成・確保

### 感染症への対応

- ・ 鳥インフルエンザ等のモニタリング
- ・ 傷病鳥獣、餌付け等における感染症対策

### その他

- ・ 狩猟鳥獣の指定・解除の考え方の整理等
- ・ 許可基準の整理等

## 【参考】スケジュール（案）

22年度	10/4	中央環境審議会野生生物部会において諮問
	11月	鳥獣保護管理小委員会（1回目）
	1月	鳥獣保護管理小委員会（2回目）
	2～3月	パブリックコメント実施、都道府県担当者会議
23年度	4月	鳥獣保護管理小委員会（3回目）
	6～7月	中央環境審議会野生生物部会において答申
	7～8月	基本指針告示